

所得税法等の一部を改正する等の法律（抄）

附 則

（構造改革特別区域法の一部改正）

第百九十七条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第四条第一項」を「第三条第十九号」に、「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改め、「製造免許」の下に「（同法第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「第四条第一項」を「第三条第十九号」に、「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改める。